

慶弔に関する内規

横浜市立矢部小学校 PTA

1. 本会の会員等に不幸のあった場合は、下記の金額をおくり弔意を表す。

イ 会員死亡の場合	10,000 円
ロ 本校児童が死亡した場合	10,000 円
ハ 教職員の家族（配偶者・子）が死亡した場合	5,000 円
ニ 上記については、花または供物等を考慮することがある。	

2. 本会の教職員が転任・退職の場合は、花束にて謝意・祝意を表す。

3. その他、慶弔に関しては、下記の規定によりその意を表す。

- イ 会員が、子どもたちに係わる功績により表彰を受けた場合は、役員協議の上記念品を贈ることができる。
- ロ 本校関係職員に対しては、別途考慮することができる。
- ハ 本校に関係ある団体および本校への功労者に対しては、別途考慮することができる。

4. その他この内規に定めのない場合で、必要があると認められる場合は、役員協議の上これを考慮する。

5. 上記慶弔のための行為は、学年または学級で行わないものとする。

本内規は、昭和52年1月1日より適用する。

昭和56年11月1日改正

平成9年4月1日改正

平成11年4月1日改正

平成16年4月1日改正

平成19年4月1日改正